

平成31年2月13日 企業建設委員会

委 員 会 資 料

市水道局職員の労働組合の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会
における中間報告について

水 道 局

神戸市水道局職員の労働組合の活動における職務専念義務違反に関する
調査委員会における中間報告について（報告）

神戸市水道局職員の労働組合の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会より、以下のとおり中間報告書が提出されましたので、報告いたします。

1. 提出日

平成 31 年 1 月 31 日（木）

2. 提出文書

- (1) 中間報告書
- (2) 特命業務従事報告書（別紙）

3. 報告内容

- (1) 「特命業務に関する職務命令」についての問題点
- (2) 「特命業務従事報告書」についての問題点

中間報告書

平成31年1月31日

神戸市水道事業管理者

広瀬朋義 殿

神戸市水道局職員の労働組合の活動における

職務専念義務違反に関する調査委員会

委員長 弁護士 鈴木 尉 久

副委員長 弁護士 友 廣 隆

委員 弁護士 中 村 真

委員 弁護士 若 本 修 一

委員 弁護士 向 井 大 輔

第1 はじめに

本中間報告書においては、当委員会による神戸市水道労働組合（以下、「組合」という。）に関する職務専念義務違反の有無又はその調査の過程で判明した違法若しくは著しく不当な事案の有無について、現段階で判明したところを報告する。

第2 「特命業務に関する職務命令」についての問題点

組合の執行役員が、職務専念義務の免除を受けないままの職場離脱

(いわゆるヤミ専従) をしているのではないかという問題に関して、当委員会は、組合の執行役員が、水道局事務当局より、平成24年8月及び平成26年8月に、「特命業務に関する職務命令」の発令を受けている点について調査を開始している。

現在までの調査で、①水道局事務当局より「特命業務に関する職務命令」の発令を受けているのは組合の執行役員のみであり、他の職員がこのような「特命業務に関する職務命令」の対象者となったことはないこと、②「特命業務に関する職務命令」の発令期間は、組合の執行役員の任期と完全に一致するよう設計されていること、が判明している。このような仕組みからすれば、「特命業務に関する職務命令」制度の構築にあたっては、労使の緊密な協議があったであろうと推察される。

平成24年8月及び平成26年8月に発令された「特命業務に関する職務命令」は、一種の辞令であり、水道局事務当局が、必要に応じて部局内で開催する、各種の業務見直し等に関する会議への参加を職務命令として発した場合、この辞令を受けている組合の執行役員は、職場を離脱して当該会議へ参加するにあたり、職務専念義務の免除を受ける必要はない(管理者の職務命令に基づく本来の職務であるため当然である。)とともに、「特命業務従事報告書」により、執行役員みずからが自己の所属する部署の所属長に事後的に報告を行えば足りるとされている。

組合の執行役員に対する会議出席に関する個別の職務命令については、水道局事務当局内の一定の担当部署が、会議の開催日時・場所、会議の議題・内容、組合の執行役員の出席を必要とする理由などを予め決定しているからこそ発されるものであるが、「特命業務に関する職務命令」の結果、水道局事務当局の担当部署からの当該職務命令の伝達は、対象者である組合の執行役員に対してのみ電話で行われ、組合の執行役員が所属している部署の所属長に対しては、直接的には行われず、執行

役員が所属長宛てに作成提出する「特命業務従事報告書」により間接的に行われることとなった。会議を主催し執行役員の参加を求めた水道局事務当局の担当部署と、執行役員が本来所属する部署の所属長との間では、会議出席要請に関する職務命令の内容、すなわち、いつ、どこで、どの部署が主催して、どのような内容の会議を開催するのかといった事項に関して、直接的に情報のやり取りがなされることはなく、執行役員が作成提出する「特命業務従事報告書」のみによって職場離脱が職務命令によるものであると認められ、その記載内容に誤りがないかどうかの審査は、会議への参加を職務命令として発した水道局事務当局と執行役員の本来の職場の所属長のいずれもが、行うシステムとはなっていなかった模様である。

以上のとおり、「特命業務に関する職務命令」制度は、組合の執行役員が、職務命令を受けたものとの自主申告によって、所属長に対し「特命業務従事報告書」を作成提出すれば、職場離脱をすることができるシステムであり、真実、水道局事務当局の担当部署が会議参加を求める職務命令を発したかどうかについての審査はなされないようなシステムとして設計運用されてきた。

このような「特命業務に関する職務命令」制度の設計運用の必要性、相当性については多大の疑義が生じるところであり、当委員会は、今後、この制度の導入の経緯、運用の実態、制度終了の理由などについて、調査を進める予定である。

なお、上記の記述は、あくまで現時点での十分とはいいがたい調査に基づく判断結果であり、今後の調査次第では、ここで示したような判断結果を訂正する可能性もあることを留意されたい。

第3 「特命業務従事報告書」についての問題点

上記のとおり、「特命業務に関する職務命令」制度のもとで、組合の執行役員の職場離脱が無断のものではなく職務命令に基づくものであることについて、職務命令を発した水道局事務局担当部署と執行役員の職場の所属長とを結ぶのは、執行役員が所属長宛てに作成提出する「特命業務従事報告書」のみである。

このような「特命業務に関する職務命令」制度のもとにおける「特命業務従事報告書」の重要性にもかかわらず、実際に各執行役員が作成提出している「特命業務従事報告書」には問題が多い。

たとえば、次のようなものが見受けられた

記

- 1 「特命業務従事報告書」の記載内容が極めて簡略かつ一律のものであり、例えば、業務内容について「事務改善等」、所管課について「総務課」、場所について「本庁」との記載がなされており、これ以外の記載例は見当たらない結果、執行役員が受けた業務命令の内容がまったくわからない場合。
- 2 「特命業務従事報告書」の記載内容として、「本部執行役員会」、「センターブロック産別事前折衝」、「団交折衝」、「連合兵庫会議」、「新組合員説明会資料作成」、「永年組合員表彰準備」、「団交」等の組合活動をうかがわせる記載がある場合。
- 3 「特命業務従事報告書」がほとんど作成提出されていないような場合（真実、特命業務による職場離脱がなかったのであれば問題はないし、あるいは保管上の手違いで廃棄されているのかもしれないが、いずれにせよ今後の調査を要する。）。
- 4 「特命業務に関する職務命令」が発令されていない時期又は「特命業務に関する職務命令」が発令されていない対象者であるのに、「特命業務従事報告書」が作成提出されているような場合。

第4 今後の調査予定

当委員会の「特命業務に関する職務命令」制度に関する調査は、まだ端緒についたばかりであり、今後の詳細な調査が不可欠である。

水道局においては、給水収入の減少、老朽化した施設の更新の必要性等の経済的に厳しい状況が将来的にも予想されることから、平成24年度に「神戸市水道局あり方検討会」を立ち上げて、労使協調路線のもとで、組合の執行役員に事実上職員の意見を取りまとめる役割を期待し、この「あり方検討会」や各業務ごとに設けられた部会、あるいはさらに下部の組織となる実務者会議などに、執行役員に対し、職務命令として参加を求めており、このような実情にある以上は、「特命業務に関する職務命令」制度のもとでも、適正な職務命令が発されていることがほとんどではないかとも考えられる。

しかし、上記のとおり、「特命業務に関する職務命令」制度は、執行役員の自主申告である「特命業務従事報告書」に、職務命令の発令があったことを委ねる制度とも言える。前記のように、同報告書の記載の中には純然たる組合活動と考えられる事務を行っていた旨の記載も散見されるところであり、真実、適正な職務命令が発されていないにもかかわらず、特命業務に名を借りて職場離脱（いわゆるヤミ専従）がなされている場合もあると考えざるを得ない状況である。このため、当委員会は、今後、さらに調査を進める予定である。

添 付 書 類

- 1 「特命業務に関する職務命令について」と題する決裁文書
「水経庶第588号」（抜粋）
- 2 「特命業務に関する職務命令について」と題する決裁文書
「水経庶第494号」（抜粋）

- 3 特命業務從事報告書 (氏)
- 4 特命業務從事報告書 (氏)
- 5 特命業務從事報告書 (氏)
- 6 特命業務從事報告書 (氏)
- 7 特命業務從事報告書 (氏)
- 8 特命業務從事報告書 (氏)

以 上

				文書番号	水経庶第588号
決裁区分 局区長	公開の状況 情報公開条例第10条第 公開 号に該当			分類 55-01-04-03	保存 3年
平成24年 8月 1日 起案	平成 24 年 8 月 / 日 決裁	所管課	6110	水道局経営企画部庶務課	
件名 特命業務に関する職務命令について					
					施行・取り扱い上の注意
水道局長	経営企画部長	庶務課長	職員係長	起案者	
合議					
水道事業の経営改善、労働安全衛生の向上等を図るため、以下のとおり各職員に対し特命業務に従事するよう業務命令を発してよろしいか。					
記					
1.目的					
各職員の持つ知識経験等を活用し、水道事業の経営改善、労働安全衛生の向上等を					
図る。					

(起案用紙)

特命業務に関する職務命令の対象者および内容

氏名	特命業務	氏名	特命業務
	水道事業の経営改善 局職員の労働安全衛生、福利厚生 局職員の苦情処理		水道事業の経営改善 局職員の労働安全衛生、福利厚生 局職員の苦情処理 センター工事関連業務の見直し センター営業関連業務の見直し
	水道事業の経営改善 局職員の労働安全衛生、福利厚生 局職員の苦情処理 センター工事関連業務の見直し センター営業関連業務の見直し 本庁部門業務の見直し 浄水関連業務の見直し メーター管理業務の見直し 資材管理業務の見直し		水道事業の経営改善 局職員の労働安全衛生、福利厚生 局職員の苦情処理 本庁部門業務の見直し メーター管理業務の見直し 資材管理業務の見直し
	水道事業の経営改善 局職員の労働安全衛生、福利厚生 局職員の苦情処理 浄水関連業務の見直し		水道事業の経営改善 局職員の労働安全衛生、福利厚生 局職員の苦情処理 センター工事関連業務の見直し センター営業関連業務の見直し
	水道事業の経営改善 局職員の労働安全衛生、福利厚生 局職員の苦情処理 センター工事関連業務の見直し センター営業関連業務の見直し		水道事業の経営改善 局職員の労働安全衛生、福利厚生 局職員の苦情処理 センター工事関連業務の見直し センター営業関連業務の見直し

- ・特命業務は、管理者の命令に基づく本来の職務であるため、職免の取り扱いは不要。
- ・ただし、別途、特命業務従事報告書により、執行委員自らが各所属に報告を行うこととする。
- ・この命令は、役員改選に基づき、平成24年8月1日付けで発する。
- ・命令の期限は、役員の現在の任期が終了するまでとする。
- ・専従体職となったときは、業務からはずれ、復職したときは再び命令業務を行うこととなる。
- ・定年退職し嘱託職員となる職員については、特段の手続きなく、退職時点で命令を解く。

以下、10ページから132ページについては、
添付を省略

特命業務従事報告書

所屬長	係長・主査	月 日	業 務 内 容	所 管 課	場 所	開始時間	終了時間	備 考
		・				：	：	
		・				：	：	
		・				：	：	
		・				：	：	
		・				：	：	
		・				：	：	
		・				：	：	
		・				：	：	
		・				：	：	
		・				：	：	

職員番号	職 名	氏 名

別紙